**責任技術者申請について**

１．申請書類

（1） 下水道排水設備工事責任技術者(新規・更新)登録申請書

（2） 誓約書（様式第12号）

（3） 住民票の写し

（4） 写真（申請日から6月以内に撮影した上半身・脱帽のもの、縦3cm×横2.4cm） 2枚

（5） 責任技術者認定試験合格証もしくは更新講習受講修了証の写し

２．登録手数料

５，０００円　※技術者証交付時に徴収

○岩出市下水道排水設備指定工事店条例抜粋

（責任技術者の登録）

第11条　責任技術者の登録をしようとする者は、市長が指定する期間において、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1)　住民票の写し及び写真

(2)　次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類

(3)　次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(4)　前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、責任技術者の登録を行うものとする。

（責任技術者の被登録資格）

第12条　市長が指定する責任技術者試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2　市長は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を行わないことができる。

(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3)　第17条の規定により責任技術者の登録を取り消され、当該取消しのあった日から2年を経過していない場合

3　責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

問い合わせ先

上下水道業務課下水道係　電話：０７３６－６２－２１４１（内線２６８）